

沼津市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した、平成29年度公の施設の指定管理者監査の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成30年2月27日

沼津市監査委員	山本倫弘
同	大川正博
同	長田吉信

沼産観第281号

平成30年2月13日

沼津市監査委員 山本倫弘様

沼津市監査委員 大川正博様

沼津市監査委員 長田吉信様

沼津市長 大沼明穂

監査の結果に係る措置について（通知）

平成30年1月25日沼監第65号の2の公の施設の指定管理者監査結果の報告に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指摘事項	講じた措置の内容
(1) 正確な収支計上等について	費用計上漏れや小口現金における総勘定元帳への日付の反映ミス等がないよう、経理体制の見直しや収入支出において、再度支出調書等を見直し、正確に把握した上で収支決算書を作成するよう指示。 また、平成28年度の収支決算において、市への過大納付金の処理対応においては、指定管理者である呉竹荘&サン共同事業体から2月1日付で本市に過大に納付した金額について全額放棄する旨の債権放棄通知書が提出された。
(2) 現金管理の適正化と不適切な会計処理の再発防止について	12月19日に指定管理者に対し、人員配置や金銭管理の見直し、利用者へのサービス水準の確保に向けた、業務に関する改善内容指示。

	<p>12月25日に市に提出された指示書に対する業務改善の回答があり、内容通り人員配置や適切な金銭管理が行われているか、これまでどおり地域団体と連携しながらイベント等が開催されているかを含め、現場確認を行った。</p> <p>今後においても、定期的に現場確認や指定管理者とのヒアリングを実施していく。</p>
--	--